国民健康保険の指導理念を求めて被保険者資格の得喪問題を中心に

年金課国民健康保険係長 大山浩朗〈金沢区福祉部保険

❶─国民健康保険と医療

保と医療というテーマはどこで成立つの 医療は被保険者(患者)の向う側のどこ 係わるものではなく、医療「経営」の基 であろうか。 か見えないところの存在なのである。国 いて正しい。国保実務担当者にとって、 事務)を二本柱に回転している限りにお 主な財源とした法定の給付(資格・給付 する保険料(保険料賦課・徴収事務)を のことは国保実務が、被保険者から徴収 かとの感を強くするばかりであった。こ 盤を形成しているにすぎないのではない た。だが、国保は、医療の実態と決して 四区の国保実務担当者から意見 を聞い 療との関係を知るため、約三ヵ月間、一 国民健康保険(以下国保という)と医

従属的立場におかれた被保険者の側から に合わせて保険料値上げの努力をするこ に立つべきであろうか。だが、かつて自 かで、国民の健康という基本理念の実現 ある国保被保険者との力関係の格差のな とは、私の知る限りない。 医師会→厚生省の前に立ちはだかったこ とはあっても、医療不買の自由すらない 治体の国保が、相次ぐ医療費値上げ攻勢 を考えるとき、国保は、どのような立場 背景に擁する医者と、ばらばらな存在で 医師会というわが国有数の圧力団体を

ら形で、二百名余の横浜市国保実務担当 県に抗ったささやかな実践である。小さ 者の討議を踏まえた挑戦だっ たので あ な変革ではあるが、制度の基本理念を問 住民の利益を旗印に、医師会→厚生省→ ここに紹介するのは、本市の国保が、

-問題点-資格取得と保険料

を中心に

得年月日をもって住民の給付請求権、保 険料支払義務が発生することから、 でも神経を使う問題となっている。 にするかという問題がある。この資格取 に加入する場合、資格取得年月日をいつ 長い間、保険未加入の人が新しく国保 窓口

○%、最高限度額は九万円から一五万円 式に切り替え、このため、保険料は平均七 険料を支払わねばならない。一方、累積 きたので、新規加入者は医者に罹ったと 遡及方式を踏襲するとすれば、極端な場 に上昇した。したがって、本市が六カ月 定方式を所得対応方式から医療費対応方 た本市は、五十二年度をもって保険料第 否とを問わず、六カ月遡った時点から保 一八億(昭和五十一年度)の赤字をかかえ 本市は、従来、六ヵ月遡及を例として

> は三〇万円(二年間分)となる。 及をみとめる)によるとすれば、その額 短期消滅時効との関係上二年間までの遡 及させることを原則としつつ、保険料の 条により、資格発生日までどこまでも溯 る。仮に厚生省の指導(法第七条、第八 国保に入るという事態をも招くことにな 合には、七万五千円(六ヵ月分)支払って

は受けとめなかったのである。 師会→厚生省の主張であっても、 事態を、いかに法の建前であれ、また医 本市の国保実務担当者は、このような

は、表―1、表―2のとおりである。 この点に関する各自治体の 取扱い

例

◎─改革の動き

集約から手がけた。 制と絡めて考えるにあたり、各区の意見 私たちは、資格得喪問題を新保険料体

六カ月遡及とするもの、 三カ月遡及とするもの、 届出日とするもの、 一四区の国保係長の見解は、 〇 五 九

から、三ヵ月遡及で一致することを申し ただし、無理のない改革をという理由

係長会の三ヵ月遡及案に対し 一四区の保険年金課長の見解は、国保

であった。 反対(六ヵ月のままでよい)、二区

賛成、一二区

一四区の実務担当者の意見(提出一〇

四件)を集約した結果は、届出日六七、 カ月一であった。 三カ月三二、三カ月または六カ月四、

の声は、圧倒的多数であった。 このように、六カ月遡及に対する疑問 しかし、私たちは、何故六カ月遡及を

理念であった。 り、これを導く国保法の理論体系と指道 のは三ヵ月遡及説の法律論的 根拠であ を当初持たなかった。私たちに必要なも 酷であるからという実務感覚以外の理由 三ヵ月遡及に変えるかについて、住民に

喪

遡 及

3ヶ月

3ヶ月

3ヶ月

6ケ月

6 ケ月

6 ケ月

1

1 年

1 年

年

(昭51.8調)

失

保険料還付 給付返還

3ヶ月

3ヶ月

3ヶ月

6 ケ月

6 ケ月

6 ケ月

1

2

1

1

年

年

年

年

づけと分析を試みられた。発足以来、 てきた国保(法)が、この日わが国では 五年、机上の有権解釈解説書に呪縛され り、資格問題を媒介にした国保法の位置 実務担当者の質疑を交えて七時間にわた 又三中央大学助教授(行政法)は、国保 を超える六八名が集まった。講師の中西 所に一四区の国保実務担当者の三分の 昭和五十二年三月十六日、野毛山研修

近郊10都市の資格処理状況

保険料

3 ケ月

3 ケ月

3ヶ月

6ケ月

6 ケ月

6 ケ月

1

届出日

年

資 格 取

遡 及

3ヶ月

3 ケ月

3 ケ月

6 ケ月

6 ケ月

6 ケ月

事実遡及

年度当初

届出日

1

年 1 年

横須賀

小田原

塚

子

平

鎌 倉

逗

厚 木

大 和

相模原

茅ケ崎

沢

得

給 付

3 ケ月

3 ケ月

3ヶ月

6 ケ月

6 ケ月

6 ケ月

届出日

届出日

1

年度当初 年度当初

年 2 年 西助教授の講演記録の一部である) にさらされたのであった。(以下は、中 じめて、トップレベルの公法学者の視線

20110 grain

c. p. chemical designation of the state of t

国保の指導理念の確立 資格問題を媒介として

碓━問題の所在

険料支払義務を負い、資格喪失により、 右権利義務を失う。 除者は資格取得により、給付請求権と保 る強制保険制度を建前としている。被保 時期を法定(7条、8条)することによ 国保法は、被保険者資格の取得・喪失

> けではない。 険者の届出(九条)により明らかになる のであって、行政庁が職権で採知するわ このため、法定の資格得喪時期と行政 ところが現実には、資格の有無は被保

期について、 給付請求権・保険料支払義務の得喪の時 庁がこれを知る時期との間にズレが生ず る。そこで資格取得時期及びそれに伴う

1 する(事実遡及説) 届出の日に関係なく法定の各時期と

2、届出の目から将来にむかって考える べき (届出日説) 届出の日を基準として、それ以前の

> ❷─社会保障法としての国保法 の特色

①社会保障法とは何か

1、国家を責任の主体とした 社会保障法とは

2、全国民的規模での

3、貧困化の契機となる生活事故ないし 貧困そのものを対象に

表一2 10	表一 2 10大都市の資格処理状況				(昭51.8調)	
4	資	格取	得	喪	失	
	遡及	保険料	給付	遡及	保険料還付 給付返還	
東京	3ヶ月	3 ケ月	届出日	2 年	2 年	
大 阪	資格のみ 事実遡及	届出日	届出日	2 年	2 年	
川崎	3ヶ月	3 ケ月	3ヶ月	2 年	2 年	
名古屋	3 ケ月	3 ケ月	届出日	2 年	2 年	
京都	3 ケ月	3 ケ月	届出日	2 年	2 年	
神戸	3 ケ月	3 ケ月	届出日	2 年	2 年	
北九州	3 ケ月	3 ケ月	届出日	2 年	2 年	
福岡	3ヶ月	3 ケ月	届出日	2 年	2 年	
札幌	6 ケ月	6 ケ月	届出日	2 年	2 年	
横浜	6 ケ月	6 ケ月	6ヶ月、	6 ケ月	6 ケ月	

ある。 社会保障制度における位置づけが必要で という三つの考え方が出てくる。 一定期日まで遡及させる(折衷説) これを検討するためには、国保制度の

5、直接的生活保障政策の具体化を志向 4、事後的に所得保障援護を通じてなす する

のである。 という諸特長を内容とする法制をいうも

回社会保障法の発達の傾向

一、抑圧と救貧

め、政策としても不充分な形をとらざる 務という思想にまで発展して い な い た たどる。これは、国民の権利、国家の義 するという傾向(明治憲法下の政策)を 策がとられ、その後、国が恩恵的に救済 当初は、貧困は罪悪との観点から隔離

二、共済組合→社会保険

支払って、相互の生活・健康を護る方法 者が、相互扶助機関として高い入会金を 共済組合とは、一応の収入のある労働

典型に発達した。 ある。これは、労働運動は徹底的に弾圧 るというドイツのビスマルク社会政策を するが、社会保障制度は徹底して拡充す 家統制を加えたのが、社会保険の制度で この共済組合制度を拡充して一定の国

しかし、この方法は、

と の社会保険理論の枠外に置かれていたこ 非労働者、自営業者等は、伝統的な形で 対象が企業労働者であり、失業者、

> (2)より、支払対象事項の限定を避けられな 的形態(火災保険、生命保険)を使って いこと。 いるからには、保険のそれぞれの性格に 国家統制が加わるとしても、私保険

という点での限界を払拭し得ない。 貫かざるを得ないこと。 が基礎)であるから、収支相応の原則を 本来的に共済組合の拡大(相互扶助

る。 の限界性があるが、かような限界を含ん から成立つことが困難とされる。もちろ の必然的帰結である収支相応の原則だけ 働者を中心とする点において、社会保険 国保は、対象が雇用労働者ではなく非労 跳び越えようとするものである。つまり だ社会保障法であると考える べきで あ ん、社会保険制度が前提となる以上一定 会保険理論のメルクマールをも、さらに しかし、国保は、こういう伝統的な社

三、社会保障法 これは、労働者、非労働者を問わず、

現は、単に相互扶助的な形では不充分で あるから、国がこの生活保障のための第 ればならない。このような保障制度の実 活事故に対応するような形で保障しなけ 活保障政策である。保険事項を限定して およそ一切の国民を対象とした包括的生 を救うことはできないから、あらゆる生 いては、その貧困化または貧困そのもの

> するものではなく、事後的救済の形にと ただし、これは生活事故それ自体を防止 一次的責任主体になるべきこととなる。

八今日的保障の類型

どまる。

類型がある。 であり(憲法二五条)、大別して次の四 今日、包括的生活保障政策は国の義務

一、社会保険

を前提とし、これを主な財源として所定 行う場合である。 の生活事故に対し、規格化された給付を み、国民を強制加入させ、保険料の拠出

国民年金法。 ○○保険法、共済組合法、災害補償法、

二、社会扶助手当

とせず、一定の生活事故に対し所定の手 当を支給するもの。 拠出金を前提とせず、資産調査を前提

三、社会福祉事業

児童扶養手当法、特別児童扶養手当法

の保護措置をとる。 故(労働能力、所得能力の毀損又は欠缺 ―身障、精薄等)に対し、施設提供など 金銭給付ではあがなえない生活障害事

公的扶助

○○福祉法

産調査を条件に現実の最低限の必要に即 拠出金を前提とせず、国(公)費で資

応し金銭的給付をする。

以上のうち、四は貧困それ自体を対象

により、法解釈の仕方が分かれてくる。 法関係が該四類型のいずれに該当するか する措置をとるものである。 とし、一~三は貧困状態に陥るのを予防 以上の四類型を前提とした場合、ある

国が経営主体として保険事業をいとな 労働者(一部零細企業労働者)を対象と 険である。 会保険の類型にあてはまるが、半面、非 する点で、社会保障的性格の強い社会保 一、一般的性格 国保は、保険技術を使っている点で社

二、発達の経緯

るという方法がとれた。 て給付請求権、保険料支払義務が発生す 組合方式をとっており、加入時点をもっ 政策的観点から制定された。これは現在 の国保法と異り、任意設立、任意加入の 象とし、軍隊の予備軍の健康維持という は、農民、漁民、第一次産業労働者を対 昭和十三年三月公布七月施行の国保法

方式は崩さなかった。 公営主義を原則としたものの、任意加入 昭和二十三年改正法は、市町村による

しかるに、昭和三十三年全面改正、

るをえない状況がでてきた。 生・消滅についても基本的に考え直さざ 強制に変ったために、その保険関係の発 強制に変ったために、その保険関係の発 ととなった。保険加入の性格が任意から ととなった。保険加入の性格が任意から ととなった。保険加入の性格が任意から ととなった。保険加入の性格が任意から

(3) 問題点

ある。
の矛盾を払拭できていない性質のものでの矛盾を払拭できていない性質のものでを採用している(収支相応の原則)ことを採用している(収支相応の原則)ことをは明している(収支相応の原)とは、基本的には全生活保障

ところで、貧困に連る生活危険事故でところで、貧困に連る生活危険事故であっても保険制度による場合と、社会扶助手当のように公費でまかなう場合がある。このことを考えると、国保の給付請め、このことを考えると、国保の給付請

❸--社会保険給付請求権

は 権利のあり方

社会保障の四類型に対応した形で、

① 社会保険請求権

② 社会扶養手当請求権

③ 社会福祉措置請求権

公的扶助請求権

の四つの社会保障請求権が考えられる。

入し、保険料支払いを前提とした、被保社会保険給付請求権は、社会保険に加回 請求権の性格

論としては、 る。つまり、給付請求権の要件は、一般 険者資格にもとづく請求権であるといえ

被保険者資格

③ 保険事故の発生

が掲げられる。

もちろん具体的な給付請求権 につ

は、この要件は不要と考えるべ きで あは、この要件は不要と考えるべ きで あは、保険料納入が要件になるか否かは立て、保険料納入が要件になるか否かは立

とは性格を別異にするということである明文の規定を置いてないからである。る明文の規定を置いてないからである。なぜなら、日雇健保の場合は、日雇労働 形態の性格上、相互扶助的性格を重視するから、公平の原則上要件とされるが、るから、公平の原則上要件とされるが、国保の場合は社会保障型を建前とする以上、明文なく給付請求権を規制すること上、明文なく給付請求権を規制すること上、明文なく給付請求権を規制するととは性格を別異にするということである。

∅ 給付請求権の法的性格

二五条により国が負う生存権保障義務のつまり保険技術を媒介にしながら、憲法いまり保険技術を媒介にしながら、憲法は大ではなく、国家が責任をもった社会ながのではなく、国家が責任をもった社会なりに、単なる共済組合の

ないである。は、一種の非権力的公法関係と把えるは、一種の非権力的公法関係と担えると、社会保険にこのような観点にたっと、社会保険に具体化であるといえる。

ない。 の生存権に立脚してなされなければならて、社会保険法に関する法的解釈も国民で、社会保険法に関する法的解釈も国民で、社会保険法に関する法的解釈も国民がある。公法関係という意味におい

ただ問題となるのは、今日の社会保険は、国の生存権保障義務と、保険技術という両側面のうち、実定法上は後者(技術面)が前面に出ており、国の義務は実定法上は顕在してない。例えば、国保法一一〇条によって、保険料は時効の制限まで遡及せよという考え(厚生省)は、それである。当該保険関係が前から成立しているのだから、保険技術論としてはしているのだから、保険技術論としてはしているのだから、保険技術論としては

保十条三項)。

ではなかったか。

「強制」を指導する法原法関係としての「強制」を指導する法原法関係としての「強制」を指導する法原法関係としての「強制」を指導する法原法関係としての「強制」を指導する法原法関係が強制保険であることの趣

學──国庫法上の被保険者資格の

点から考えられなければならない。

被保険者資格の問題も、このような観

① 取得

この点については一、法定時期説、二、

おりである。 体の実施状況は前述(表1・表2)のと は出日説、三、折衷説、があり、各自治 Complete springerspringer for a

一、法定時期説—「強制」保険

① 強制の根拠

る考えに連るものであり、根拠薄弱である考えに連るものであり、根拠薄弱である対、保険料納入を前提とする場所の目からという取扱いを例とする

するか。

問題を肯定する立場がある。

「問題を肯定する立場がある。

「問題を肯定するという観点から、
は一次の選及は否定するという観点から、
は一次の選及は可能であるが、不利

かわらず給付だけをみとめることは、い入は前提となるべきであり、未納にもか一方、保険技術をとる以上、保険料納

論が導かれる。 て国の責任を強調する立場からは、肯定 いう否定論もある。 逆に、保険技術を借りた社会保障とし

かにも納入者と未納者との公平を欠くと

した法解釈論的検討が必要である。(内 と後に分け、国保法五九条、六三条に関連 この点については、被保険者証発行前

二、届出日説

以上、届出日で切ってしまうと国の責任 ら、資格取得の日から国保関係を維持す についての不遡及をいうものと考えざる 届出日説といっても、給付・保険料徴収 べき義務が国(市町村)に課されている 定することはできないだろ う。 な ぜ な って保険料を支払う者の給付請求権を否 をえない。しかし、この場合について遡 資格取得時期は法定されている以上、

三、折衷説 『強制』制度の趣旨に反し、採り得ない。 という任意的設定関係をみとめることは による保険関係の成立、合意による遡及 また、契約説的な考えを論拠に、合意 が回避されてしまうことになる。

いるが、その合理的根拠は、被保険者の 期間で区切るという考えである。 特定するが、給付・保険料徴収は 資格取得時期それ自体は法定の期間で ほとんどの自治体がこの方法によって 一定の

> 負担の程度、所得水準、制度の趣旨等に 階を設けて取扱う方法を考えるべきであ 的な線引と考えるより個別的に一定の段 求めなければなるまい。その場合、一般

(E) 喪失

(省略)

❸─国保条例の諸問題

(省略) 条例制定限界論(一般論)

国保法における条例(委任条例論)

(省略)

なく被保険者とすることの可否 折衷説の条例化 保険料納付義務者を世帯主では

(省略)

= おわりに

三ヵ月遡及の法律論的根拠を求め続けた くらかでも住民の負担を軽くする方向で 意を得られなかったことはいうまでもな く問題であり、医師会→厚生省→県の替 に短縮することは、保険料収入に直接響 者のとぎすまされた実務感覚を基に、い い。しかし私たちは、本市国保実務担当 資格取得の遡及を六ヵ月から三ヵ月

0 実務論的には

1

六カ月遡及を三カ月遡及に変えるこ

ればならなかった。

請求する)請求の途を残しておきたいか かかわらず、保険証を提出しなかったた とは、被保険者の療養費払(有資格者に ② ただ、届出日とせず、三ヵ月遡るこ を招いているからである。 という、皆保険制度の趣旨に反する事態 て届出をせず、窓口から立去る人が多い 滞納者が多く、また、六カ月遡及を聞い め自費で支払い、後から保険者負担分を

等の根拠が出された。 十大都市の実例も概ね三ヵ月である らである。

その明文を克服する法律論を用意しなけ 維持されようとしている以上、私たちは、 の明文に惑わされてわが国の国保実務が れを否定するかのような国保法第七条等 してはいかに合理的にみえても、一見そ の感覚があったことはいうまでもない。 をいただけるか」という、貧困を知る者 罹ってない人から、七万五千円の保険料 そして、この議論の底には、「医者に しかし、三ヵ月遡及説が、実務論と

は、当事者の契約によって成立し、かつ すなわち、行政契約としての保険の関係 私法一元論的行政法論(行政契約論)で 対決するしか方法がないと考えていた。 この問題については、かねてより、

> べき、という主張であった。 を遡及させるには、当事者の合意による 効力を発生することが原則であり、これ

とで直ちに保険料収入が減るとはいえな

い。何故なら現実には、六ヵ月遡及者に

が、 ちに必要なのは、単なる行政実務の技術 す行政実務上、かえって混乱を招くので り、一届出用紙により迅速な処理をめざ う被保険者の地位と具体的な給付請求権 で異端視され続けてきた私たちの主張 あった。中西理論を契機として、それま はないかとの批判もあった。だが、私た の可能性を論証された。それは資格とい ての国保→公法関係という出発点に立つ しかし、中西助教授は強制保険とし 論を越えた三ヵ月遡及の法律論的根拠で 伝統的な権力行政論の立場から、折衷説 保険料支払義務とを分ける考え方であ 一挙に市民権を得たのである。

単位主義、税法準用主義等、様々な矛盾の 遵守すると誓って役所に入ったのではな であり、その限りにおいては保守的でさ 範(市民法秩序)のあり方を求めるもの 本主義経済体制に対する批判としてでは 況のなかで、私たちの主張は、決して資 の経済環境の激変のなかで、その前市民 契機を含んだ現行国保法は、ここ一五年 0 えあった。しかし、『自治体は違法状態 なく、むしろその体制を前提とした法規 法的性格を露呈してきた。このような状 にある(厚生省)。』『あなたは、法律を 地域保険主義、強制保険主義、世帯

たのである。 政(法)変わらず(イエリネック)』だっ れた。正に、戦後は、『憲法変われど行 いか。』等々の批判が、権力の側から為さ

る。 ている。記事の内容は以下のとおりであ 通報制』による実務論的解決策を示唆し との見出しで、この問題に触れ、『相互 用者保険資格得喪時のトラブル解消へ』 月一日)は第一面トップに、『国保・被

合、勤め先をやめた日の翌日に国保被保 「被用者保険から被保険者が離脱した場

> る。 現場窓口のトラブルのひとつになってい 届け出が遅れるというケースがみられ、 れるため、保険料の遡及適用問題などが は、本人の退職時にさかのぼって適用さ この場合でも、国保被保険者の資格取得 国保に加入することを知らなかったり、 けられているが(同九条)、実際には、 主に対して、資格取得の届け出が義務づ 険者の資格を取得することとされ(国保 法七条)、被保険者の属する世帯の 世帯

折から、国保新聞(昭和五十二年六

業所の住所を単位とされているため、と とされているのに対し、被用者保険が事 この原因は、国保被保険者が住所単位

ځ •

報 険者が一たん退職すると、その住所がと と国保側との間で、得喪の時点でその通 かく不明確になることなどから生じる。 っていることにより、被用者保険の被保 人の住所を記入しなくともいいようにな くに被用者保険の資格得喪届様式が、本 このため、被用者保険の事務担当者側 -相互通報制ができれば、国保側も

compared by the compared by the state of the compared of the c

う ∥適用モレ∥ も防ぐことができるとい にどの医療保険にも加入していないとい 回避の外に、国民皆保険体制という点か 容易にこれを把握でき、窓口のトラブル らも、本人からの申し出がなかったため

> 課で精力的に問題を検討、早ければ今年 中にも何らかの方向を出したいとしてい の確立を急ぐことになったもので、六月 国保との資格得喪に伴う「相互通報制」 解決したのに伴い、今後は被用者保険と で、懸案の被扶養者の認定基準の設定が て、この問題の解決を進めていたもの からでも国保課、保険課、健保課の関係 扶養者の認定基準の設定作業 と併行し こうしたことから、厚生省内部でも被

る。ピ